

期日指定定期預金

令和4年5月10日

販売対象	・個人のみ	
期間	<ul style="list-style-type: none"> ・最長3年(据置期間1年) ・満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年経過後から3年までの任意の日を指定できます。ただし、満期日の指定は1ヵ月前までに通知が必要です。 ・預入時の申し出により最長預入期限を満期日とする自動継続(元金継続、元利金継続)の取扱いができます。 	
預入	(1) 預入方法	・一括預入
	(2) 預入金額	・1円以上 300万円未満
	(3) 預入単位	・1円単位
払戻方法	・満期日以降に一括して払戻します。	
利息	(1) 適用金利	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利 ・預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期まで適用します。 ・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。
	(2) 利払方法	・満期日以降に一括して支払います。
	(3) 計算方法	・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で、1年毎の複利計算。
税金	<ul style="list-style-type: none"> ・利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。ただし、平成25年1月1日から令和19年12月31日までに受け取る利息については、復興特別所得税が追加課税され、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。(ただし、マル優を利用の場合は除きます。) 	
手数料	—	
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・自動継続扱いのものは「総合口座」の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期預金の「2年以上」の約定利率に0.5%上乗せした利率) ・マル優の取扱いができます。 	
中途解約時の取扱	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた中途解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により1年毎に複利計算した中途解約利息とともに支払います。 	
金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードをご覧ください。窓口へお問い合わせください。	
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・満期日の指定がないときは最預入期限が満期日となります。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとのお利息が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金(当座預金、無利息型普通預金および別段預金の一部)を除くすべての預金元本を合計して1,000万円までとのお利息が保護されます。) 	

沼津信用金庫

※本商品は当金庫の定期預金等共通規定・期日指定定期預金規定が適用されます。